

法テラスのさらなる体制整備、充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、総合法律支援法に基づく「日本司法支援センター」(愛称・法テラス)が設立され、業務を開始しています。

法テラスは身近な司法を実現するための中核的な組織ですが、今後、法的トラブルによる相談件数の増加が見込まれるため、さらなる体制整備、充実が望まれます。

よって国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 スタッフ弁護士を大幅増員するために必要な措置を早急に講ずること。
- 2 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 3 特に高齢者や障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 4 利用者の利便性を考慮し、日曜日も業務を行えるよう必要な措置を講ずること。
- 5 司法関係予算の充実を図ること。
- 6 裁判員制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月22日

上田市議会議長 土 屋 陽 一